

新潟市自治基本条例検討委員会 第1回会議 会議録

【開催概要】

日 時： 平成24年7月9日（月） 10：30～12：00

会 場： 新潟市役所本館6階 第1委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、新藤委員、長谷川委員、
馬場委員、原委員、樋口委員、若井委員、若林委員

事務局

浜田副市長、高橋地域・魅力創造部長、井崎政策調整課長、
政策調整課員

傍聴者： 1人

【会議内容】

1. 開会

（司 会）

ただいまより新潟市自治基本条例検討委員会の第1回会議を開催いたします。
はじめに、このたびの見直しにかかる庁内組織であります新潟市自治基本条例検討本部 本部長の本市副市長浜田よりご挨拶申し上げます。

2. 本部長あいさつ

（浜田副市長）

おはようございます。

ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

この新潟市自治基本条例は、市民自治の基本となる条例として、平成20年の2月に制定されております。

当時から、私もそこに関わっておりましたが、これが単純に形骸化しないよう、制定当初から、然るべきときに見直しをしようということになっておりました。今回5年を経過するということで、このたび、検討委員会を立ち上げさせていただいたという次第でございます。

この条例に係る事項ということでは、新潟市の施策全般にこの考え方というものが大きく影響しておりまして、関連する条例などがいろいろとございます。

そうした中で、皆様の本日からのご審議を経て、私どもとしては来年度からの政策や予算形成の中に生かしていこうと考えております。結果的に、本当にタイトなスケジュールにならざるを得なかったということで、重ねてご迷惑をおかけすると思いますが、皆様の自由闊達なご意見の中から、次の我々の基本自治に向けての改めての出発点とさせていただきよう、一緒になってやってまいりたいと思いますので、よろしくご意見申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会議の趣旨について

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、議事の3でございますけれども、本会議の趣旨ということでご説明をさしあげたいと思います。説明は、同じく副本部長であります、地域・魅力創造部長高橋より説明させていただきます。

(高橋地域・魅力創造部長)

おはようございます、高橋でございます。

資料の1をご覧くださいませでしょうか。副市長のご挨拶と若干重複いたしますけれども、本市の自治基本条例が制定された平成20年2月と申しますのは、政令市に移行したその年度でございます。市政の仕組みが変化するという時期に、地域のことを地域で考えて、そして行動していこうという分権型政令市を目指して、自治の基本理念、基本原則を体系的に示す条例という形で、市民の皆様と共有できたことは大変意義のあることだと考えております。

このたびの見直しに当たりましては、附則にございますように、条例の実効性を高めるため、必要な見直しを行うというものでございます。制定のときと異なりますのは、先ほど申し上げましたように、市民の代表者である議会の議決を経て条例があるということでございます。このたびの検討委員会の役割といたしましては、市政運営の現状がこの条例の趣旨、理念、規定に合っているのかについて、それぞれのお立場からご点検をいただくというものでございます。具体的には、事務局から自治基本条例の規定、例えば参画や協働などございますが、これに関連するような条例、規則、あるいは運用についてご報告を申し上げ、それについてご意見をいただくということを考えてございます。検討委員会でいただいたご意見につきましては、資料の下の図の左側に自治基本

条例検討本部がございます。ここの検討本部に対してご報告をいただきます。検討本部では、このご報告を受けて、必要な対応につきまして検討していくということを考えてございます。なお、条例については市議会に関係する部分もございます。これにつきましては、市議会と相談していくこととしています。

本日の会合を含めまして、何回かにわたってご足労をおかけすることになります。大変お忙しい皆様ではございますが、会の趣旨をおくみ取りいただきまして、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

4. 委員紹介

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、次第の4、委員紹介に移らせていただきます。恐れ入りますけれども、お手元に配付しております委員名簿の順に従いまして、自己紹介をお願いできればと思います。それでは、岩橋様からお願いしたいと思います。

(岩橋委員)

東区在住の岩橋と申します。一般市民の公募ということで今回参加させていただきました。何せ素人でございますので、様々な意見も言わせていただくつもりでおりますが、ひとついろいろご指導いただきながら議論に参加してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(栗山委員)

有限会社ビープロデュースの代表をしております、栗山と申します。ビープロデュースというのはイベント企画をする会社でして、話すことを通していろいろなことをやっていきたいと思いますという会社です。いろいろな「伝える」というところの中で、新潟の特産品を販売したり、発信したりするナジーラというお店を今、西堀前通6で展開をしております。

いろいろな点で新しい私の知らないところの自治基本条例というところの中で検討したり、意見が言えたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(郷委員)

西区坂井東小学校の地域教育コーディネーターをしている郷と申します。よろしくお願いいたします。地域教育コーディネーターというのは平成19年から学・社・民融合の教育ということで学校と地域をつなぐという役目で学校に

勤務して、地域の方と一緒に子どもたちを支える、育てる活動をしております。地域の意見をこういったところで何か言えることがあればいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(坂上委員)

民生委員をしております坂上と申します。よろしくお願いいたします。民生委員として26, 7年、福祉関係ばかりやっておりますので、私には全然縁遠い話だなという会でございますが、皆さんのご活躍をいろいろお聞きし、何とか無事にやっていけたらいいなと思います。よろしくお願いいたします。

(新藤委員)

おはようございます。秋葉区自治協議会の新藤と申します。ちょうど新潟市に合併する頃に、新津でもいろいろ自治ということを考えて、いろいろあった時代にいろいろな役員をさせていただきました。それと同時に、自分の本業のほうも郵便局でございますが、国営から突然会社に変わりまして、この5, 6年は行政も仕事もすべて変わってしまったという状態です。かつては公務員ですという位置づけでしたが、今は会社員でございます。そういった意味で、いろいろなものが変わるということはもう慣れっこになっておりますが、きちんと自分らのいる世界を見つめ直して、本当に正しいというか一番いい方法は何なのだとということで、見つめ直せばいいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(長谷川委員)

おはようございます。NPO法人まちづくり学校の代表をしております、長谷川美香と申します。まちづくり学校は、まちづくりを活発にしたい、行っていきたいという人材を育成するということで、行政等の共同を進めるパートナーとなりうる市民を育てている所になります。よろしくお願いいたします。

(馬場委員)

新潟大学大学院実務法学研究科の馬場でございます。よろしくお願いいたします。新潟市の自治基本条例をつくるときには、参加はしていませんが、新発田と阿賀野と燕のまちづくり条例等をつくるときのコーディネーターをさせていただきました。そのときにも、僕はずっと言ってきたのですけれども、こういうものを条例にするのは間違いであるというふうに言ったのですね。というのは、みんなが分かっていたらいい話だろうと思うのです。分かっていたらやれば、それにこしたことはない、市民も行政も。ただ、新しい人が入ってきた

りとか、いろいろな事情があるので、これはやはり制度が人をつくるという側面があると。とすれば、つくるのもそういう意味があるだろうということでご協力をさせていただきました。今回、チェックということになっていて、いろいろな部分を変えていかなければいけない部分もあるでしょうし、理念を変えないといけない部分もあるでしょうし、その点について、そういうことをやってきた者としてご協力できればと考えております。よろしく願いいたします。

(原委員)

原と申します。よろしく願いいたします。自治基本条例の制定のときから関わりまして、今回また皆様方とご一緒させていただくことになりまして、大変光栄でございます。素人なものですから、思いつきまして、明治憲法に地方自治とはどんなことが書いてあるのだろうなと思いましたが、全然、地方も条文もありませんでした。すごい大きな変革が今、起こっているなと思いつつ、今日ここに臨ませていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

(樋口委員)

おはようございます。公募委員の樋口と申します。北区で子どもたちの健全育成をボランティアでやっています。

地域で活動してきた子どもたちの居場所づくりが8月頃にできそうで、もうすごく嬉しくて、そのときにまた委員に選んでいただきましたので、とてもはずんでいます。頑張りますのでよろしく願いいたします。

(若井委員)

おはようございます。新潟大学人文学部4年の若井千恵と申します。西区の自治協議会委員をやらせてもらっていまして、そのご縁で今回、参加させていただくことになりました。至らないことが多いと思いますが、よろしく願いします。

(若林委員)

おはようございます。巻地区まちづくり協議会といいまして、コミュニティ協議会なのですが、一番新潟市の中で過疎地の西蒲区でコミュニティ協議会の事務局を担当しています。非常に人口が増えない、減りつつありますので、どうしたら増えるのだろうと、そういったことを常に考えていますけれども、なかなかうまくいきません。プライベートの仕事では私は農業をやっている、グリーンプラント巻という会社を営んでいます。最近、植物工場が非常に注目されていますけれども、実は私どもの会社は、農林省の植物工場に認定さ

れていまして、それが発表されてから非常に多くの人たちが見においでになっています。コミュニティ協議会の仕事をするよりは、自分の仕事のほうが今手一杯で、非常に今度、大変だなと思いながら、またあんまりこういった規則とか法律には詳しくないので、できればきちんと皆さんと一緒に付き合いをさせていただきながら勉強してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

(司 会)

皆様、どうもありがとうございました。

(事務局紹介)

5. 委員長の選出

(司 会)

それでは、続きまして次第の5、委員長の選出に移らせていただきます。委員長につきまして、資料の5としてお配りをしております、本委員会の開催要綱の中で、第4条第1項および第2項におきまして、「委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」それから、「委員長は委員会の進行を行う」ということで規定されています。

つきましては、ここで皆様から委員長をお選びいただきまして、この後の議事に入ってまいりたいと考えております。いかがでございましょうか。

(新藤委員)

できれば最初から関わっていらっしゃる、原先生にお願いができればと思います。

(司 会)

皆様、今、原委員ということでご意見を頂戴したところですが、いかがでございませうか。

(「異議なし」との声あり)

(司 会)

それでは、ご異議がないということで原委員のほうから委員長をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

どうもありがとうございます。では、そのようにお決めいただいたというこ

とでお願いをいたします。

それでは早速、原委員には委員長のお席にお移りをいただきますようお願いいたします。

それでは、委員長、できましたらひとことご挨拶をお願いいたします。

(原委員長)

平成23年、去年からですか、例えば道路の停車幅とか公営住宅の入居の所得基準とか、それから保育所の面積、これを国の統一基準ではなくて、それぞれの自治体ですとか実情に合わせて決めることができるということになりました、29法律100項目くらい。ようやく自治になってきたかなという感じがしておりますが、恐らく新潟市からもこれから、かなりのそういった条例が出てくると思いますけれども、そのベースになります条例になります。先ほども市のほうの位置付けと思われた点がありますけれども、今回は、条文の検討ではなくて、その精神に則って市全体がそういう運営をされているかどうかという実態面を検討しようということになっておりまして、そういう点では非常に楽しみにしているところでございます。

皆様方から、どうぞ忌憚のないご意見を出していただいて、やはり我々が住むまちですので、良いまちにしたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(司 会)

本来でありますと、これ以降の議事につきましては原委員長にご進行をとということになるのですが、その前に先ほどの要綱第4条第3項の規定にしたがいまして、副委員長を委員長から指名をしていただきたいと思いますと考えております。

副委員長につきましては、先ほどの要綱におきまして、「委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する」ということで規定をされております。原委員長から、どなたかご指名をお願いしたいと思います。

(原委員長)

それでは、私のお隣にお座りの馬場委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。では、馬場委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

(司 会)

ありがとうございました。では、馬場副委員長もひとことお願いします。

(馬場副委員長)

副委員長は基本的には何かがなければ登場しなくていい役割なので、気楽に構えていたいと思っておりますが、何かあったときには議事を進行させていただきます。その際にはよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、ここから議事に移らせていただきますが、申し訳ございません、ここで浜田、高橋は公務のため退席をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、ここからの議事につきましては、原委員長のほうからお願いしたいと思っております。

6. 議事

(原委員長)

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

とりあえず、今日は今後の検討の進め方について、皆様がたにお諮りをしたいと思っておりますので、まず全体のスケジュール等々、事務局のほうから案がありましたら出していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

改めましておはようございます。各委員の皆様にはお忙しいところ、本当に快く委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、委員長がお話のスケジュールでございますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。先ほど、冒頭に浜田、高橋からもお話をさせていただきましたが、自治基本条例につきましては平成20年の2月に施行されております。条例の規定によりまして、「5年以内に実効性を高めるために検討委員会を設置し、必要な見直しを行う」とされておりますので、平成25年の2月というものが一つの目安になってございます。その後、内部手続き、あるいは議会との調整等を勘案しまして、最終的には年内、会としては11月頃には何とか一定の方向をお出しいただければと考えております。

資料2の頭からでございます。本日、7月9日に第1回目の会議をさせていただきます。2回目以降、市政運営の諸原則等関連する条例あるいは制度等について現状や課題、それから問題点のお話をご議論いただいて、最終回の2

回前には一回全体に立ち戻って総括をしていきながら、最終1回前には取りまとめをさせていただきたいと思っております。最終回につきましては、取りまとめたものを再度ご確認くださいということで、最終的には11月の下旬頃には委員会としては一応、最終的に結論といいたいでしょうか、方向性をまとめていただくような格好で考えてございます。

その後、先ほど浜田、高橋から申し上げたように、庁内の検討本部に、皆様から頂戴した意見を具申させていただいて、庁内の検討を経て12月の定例会、これが大体12月の下旬から始まりますので、12月の下旬には、議会にご提案をご報告させていただければと考えております。

なお、第1回目以降の会の進め方でございますが、後ほど自治基本条例の概要をご説明させていただきますけれども、第1章、第2章から始まりまして、第5章まで規定がされております。第1章、第2章につきましては、自治の条例の目的ですとか、自治の基本理念、基本原則。そして第2章につきましては、市長や議会や市民の皆様の権利、あるいは責務という、少し抽象的なことが並んでおりますので、具体的な制度が始まっている第3章から議事のテーマに載せていけたらいかかなということを考えておりまして、第3章の具体的な制度、条例につきまして、後ほど私からもご説明させていただければと思っております。以上でございます。

(原委員長)

日程は今ご説明いただいたとおりです。第3章から入っていきますので、基本的にはそれだけだと思いますが、特に何かご意見ありますか。よろしゅうございましょうか。

(岩橋委員)

質問なのですが、確認をしておきたいと思うのです。先ほどの説明、また今、会長のお話の中でも自治基本条例については見直ししないと。それで、その他の条例、指針等の整合性を確認するというお話でございますね。これについて、自治基本条例そのものについて、例えば、5年前に制定したけれどもちょっと不都合があるよねとか、この辺についての議論はできるのですか、できないのですか。

(事務局)

条例の条文を変えないと言っているわけではなくて、まず実効性を高めるためという趣旨に則って、現状の市政運営を皆様方にご審議をいただく。条例の

掲げた理念ですとか、条文的に現状とそぐっていないとか、あるいは現状をもっと引き上げるためには、条文を改正しなくてはいけないとかいうところのご議論があればいただく所存ですので、条例を改正しないということではなくて、ただ条例を改正するに当たっては現状の市政を十分皆様にご周知、あるいは議論いただいた後、その後どうするかというお話をしていきたいということでございます。

(岩橋委員)

分かりました。そういう議論ができる余地があるということですね。

(原委員長)

他にございませんか。では、特に無ければ、続いて条例の概要とか他都市の条例の見直しの状況等につきまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは、私から続けてご説明をさせていただきます。パンフレットがございますので、自治基本条例のパンフレットカラー刷りのもので綴じてあるものでございます。それから、後ほどでございますが資料4ということで他都市の状況。A4の縦のものでございます。

では、パンフレットからお開きをいただきたいと思います。パンフレットをおめくりいただきますと、自治基本条例の制定について書いてございます。平成20年の2月に制定させていただきましたけれども、平成18年の3月頃から作業を開始し、平成20年の2月ということで、まるまる2年条例の制定に要してございます。この間、市民の皆様をはじめ、いろいろな方々から条例の原案、素案等についてご審議をいただき、最終的には議会の議決を経て制定をしたものでございます。

まず、条例の目的でございますが、地域のことは地域自ら考え、自ら行動する分権型政令市づくりということでございます。この条例を定めることによって市民自治の確立をするのだというものが条例の目的として記載をされております。

それから、第3条のところでございますが、自治の基本理念ということで、第3条、第4条でございますが、自治の基本的な理念、原則を最大限尊重して他の条例、制度と整合を図りなさいということを規定してございます。その整合をとるべき自治の基本理念でございますが、条例の第4条のところ2つございます。理念につきましては、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ公正

で開かれた市民主体の市政を推進すること。いま1つが地域の特性および独自性を尊重した地域自治を推進すること。この理念を達成するために、市民自治を確立するということが記載をされております。

それから、第5条でございますが、その様な理念を目指すに当たりまして、市民自治の基本原則というものが書かれております。1つ目が情報の共有でございます。それから市民参画。それから3つ目が協働というキーワードでございます。市民の参画をいただく、それから一緒に協働していただくためには必要な情報を開示して、共有をしなければ始まらないということもございまして、この三本柱が自治の基本原則ということで規定をさせていただいております。

それから、パンフレットの右側をご覧ください。主に第2章の部分になりますが、市民の権利と責務、議会および市長等の役割と責務と記載してございます。この条例につきましては、各主体というものが3つの項目によって記載をされております。1つが市民の皆様、それから議会、それから市長などということでございます。

市民の皆様につきましては、第2章の定義のところがございますが、市内に住所を有している方ということだけではなく、市外から通勤、通学でお見えになっている方々も市民に入っております。市民の方々につきましては、議会に多様な意見や要望を集約してほしいという思いがあり、それから政策の形成、実施にあたってはそれに参加するということが記載をされてございます。

議会につきましては、意思の決定機関として、あるいは執行機関を監視する機関として、その役割を果たしていただきたいということが書いてございます。市長等につきましては、市民福祉の増進のため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に職務を行うということが記載をされております。なお、この「市長など」ということの、「など」でございますが、法律等の権限上、教育委員会ですとかそれから農業委員会、行政委員会がいくつかございます。それから、水道事業管理者。水道局長さんというかたですが、これも市長とは別な法律によって権限が別なところから授権されておりますので、そういった方々を含んでおります。「(職員)」と申しますのは、市長等の補助職員ということで、私もその補助職員に該当するということもございまして、それらを包含する考え方として規定をしております。市民、議会、それから市長など職員を含めまして三者が一緒に情報を共有し、参画し、協働して市政の運営に当たるのだというものが第2章に記載をされてございます。

パンフレットの4ページをお開きいただきたいと思います。「市政運営の諸原則」でございます。後ほど、また詳しくお話をさせていただきますので、ここでは簡単に説明をさせていただきますが、まず市政の基本原則と言いまして、「情報の共有」ということでございますが、第15条で情報の公開ということで、情報公開条例というものを設けております。そのほかにも市政の情報を公開する、あるいはお知らせをするということでホームページや市報にいがた等、いろいろな手段を通じて市民の皆さんには市政に関する情報をお示ししているところです。この市政の情報に関して、共有をした上で右側のほう、参画、協働、それから下のほう、市政の原則というものが定まっているということでございます。

まずは、右側のほう、赤い帯がひいてあります、「参画および協働」でございます。まず、参画の手段、それから協働のやり方が規定をされてございまして、例えばということで附属機関等には委員を公募しなさいという条例。それから、第17条では市民意見の提出、これはいわゆる「パブリックコメント」と呼んでいるものでございます。重要な政策を決定する場合につきましては、市民の意見を求めなさいという条例になっております。

それから、第18条につきましては、住民投票でございます。それから、第19条につきましては、市民等の皆様の協働にあたっての指針となる社会貢献活動推進基本方針等が関係するものとしてございます。

第4章になりますけれども、区や区における自治ということで区役所を協働の拠点とし、これは区自治協議会というものを協働の要として条例に規定をさせていただきます。右側のほうが地域住民および地域コミュニティの役割と市の支援ということで、コミュニティの皆さんに対する支援については、その自立性を損なうものとしてはいかなものかというようなことが自治協議条例を定める中で、コミュニティと一緒に課題を解決していこうということが規定をされている条文でございます。左側のほうに青い帯、「市政運営の基本原則」でございます。市政運営に当たりましては、先ほど申しましたように参画の機会を確保しなさいとか、事業や施策を実施する前には協働してかかりなさいということ。それから、公正性、透明性の確保を図り、市民の権限を保護しなさいということが書いてございます。その下、財政運営につきましては、将来にわたり健全な運営に努めること。それを分かりやすく市民の皆さんにお伝えをしてくださいというようなことが第13条、第14条のほうに規定してござい

ます。

市政運営の基本原則を担保するという意味でございまして、その一番下、緑色の帯が引いてございます。「信頼性、公正性および効率性の確保」ということとでございます。まず、法令遵守および倫理の保持ということで、いわゆるコンプライアンス条例ということが定まっております。これにつきましては、特定要求行為といたしまして、そういった個人に利益的な誘導を図るような行為については禁止、あるいは通報義務、それから公益内部通報などが定まっている条例でございます。

それから、適正な行政手続きの確保ということで、行政手続条例ということとでございます。この条例につきましては、個別の条例、法律等で手続きが定まっていないときに適用される条例でございまして、例えば新潟市が決定する処分について不服があるというときに不服申し立てや審査ができるといったような中身になっております。

市民の権利利益の保護ということで個人情報保護。それから行政苦情審査会ということで、個人情報保護につきましては、個別においてさせていただきませんが、行政苦情審査委員につきましては、市政全般に関して苦情等の不服申し立てができるという審査会になってございます。

行政評価等ということで、これは内部のお話を市民の皆様に評価をしていただくという意味もございまして、各組織については組織で目標を掲げ、その目標の達成状況を把握する。あるいは補助金等につきましても、その効果などを検証するということ、市の外郭団体であります財団法人等につきましても、市の施策と一体となって事業を展開している面がございまして、そういったところの評価も一緒にきちんとやりなさいということが第23条で規定をされているということとでございます。

第24条が外部監査でございます。新潟市には監査委員、先ほど「市長など」の「など」の中に行政委員会もというお話をしましたけれども、市の内部にも監査委員というものがありますけれども、そのもっと専門性、独立性を高めるということで地方自治法の中にあります外部監査というものを、新潟市は公認会計士のかたとか弁護士のかたにお願いをして、包括外部監査というものを実施しております。そういった外部監査にきちんと監査を受け、適正な事務の執行を図りましょうという趣旨で第24条に監査について規定をしております。

以上、雑ぱくではありますが、第3章、4章につきましては、市政運

営の諸原則ということで、市政を運営するときには、こういうやり方でやってくださいねということが関連条例、関連規則、あるいは関連の制度として規定がされているということでございます。

イメージ図がなくてちょっと恐縮でございますが、パンフレットの最終ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの右側の中ほど、ちょっと下に第5章ということで規定がされております。第5章につきましては、29条、1条でございますが、ここでは国と県と対等な立場で互いに協力して市民の自治の確立に努めなさいということ。それから、連携して協力して解決にあたりなさいとかということ。それから、国際社会においても果たすべき役割を認識しなさいということが書かれております。

第3章、第4章、第5章を中心にご説明をいたしましたけれども、自治基本条例の内容につきましては、以上でございます。

続きまして資料の4をご覧くださいませでしょうか。資料4につきましては、他団体の条例の見直し状況についてお示しをしたものでございます。上から政令指定都市が本市を除きまして5団体。それから特別区が7団体。中核市が5団体の制定をしているということです。名前が自治基本条例ではなかったりいたしますけれども、同様の趣旨の条例が制定をされております。この表頭の中ほど、「見直し」と書いてございます。そこに数字が入っていると、その年度に見直し作業をしましたということございまして、上から簡単にご説明をしたいと思います。

まず、札幌市でございますが、平成19年の4月に制定をし、見直し作業を平成23年度に行っております。札幌市におきましても、皆様と同じような検討委員会といった外部委員会であります「市民自治委員会」というものを設け、そこでご検討いただいたようでございます。私どもと同様の検討といましようか、現行制度の運用等がしっかり条例の趣旨に従って運営されているかどうかのご検討の後、結果として条例の改正には至らなかったということをお聞きしております。

それから、少し飛びまして特別区の足立区でございます。ここは平成17年の4月に制定をし、平成21年に改正、見直し作業を行っております。足立区におきましては、外部委員会等の組織を立ち上げずに庁内検討だけさせていただいて、結果してここも条例の改正には至っていないという状況でございます。

2つ上に戻っていただきまして東京都文京区でございます。ここは平成19

年に見直しをしておりますが、これは自治法の改正に伴いまして、従来の「助役」という名称、役職が市長の補助機関としてあったのですが、それが今、「副市長」という形になっております。その法律の改正に伴いまして、文言を整理したという改正を行っております。

また、その下の杉並区でございますが、杉並区では区民意見提出条例、いわゆるパブコメ条例を平成21年に作成をしたと。パブコメ条例を平成21年につくりましたので、自治基本条例の中にもパブコメ条例の条文の条例名を引用した文言整理を行うといった改正を行ったのと同時に、今までなかった見直しに関する規定を追加したということをお聞きしております。

少し上に戻っていただきまして、川崎市、静岡市のように見直し規定そのものが条文にないということもありまして、見直し作業をしていない所が特別区でいいますと中野区、豊島区、練馬区。それから、中核市の函館市から豊田市まであります。

それから、条例の中に見直し規定があるということではありますけれども、まだ見直しの期間がきていないということで、作業的にはしていませんよというものが政令市の中の北九州市、熊本市。それから特別区の新宿区、それから一番下の中核市の中の高松市という状況でございました。

以上で、他都市の状況の説明を終わらせていただきます。

(原委員長)

ありがとうございました。第3章、4章、5章中心の我々新潟市の内容と、それから他団体の見直しのことについて説明をいただいたところでございます。それにつきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(坂上委員)

「市長など」という、この等という教育委員会、農業委員会、あと水道と、あともう一つ何かおっしゃいましたか。

(事務局)

監査委員というものがございまして。あと、正確に言うとまだありまして、固定資産評価審査委員会とか、あとは議会。

(坂上委員)

まだ、いくつかあるのですね。

(事務局)

選挙管理委員会、市民病院の事業管理者、病院事業管理者と申しますけれど

も。

(樋口委員)

他団体というのですけれども、これは政令市と特別区、中核市の全部、自治基本条例をもっているところ全部ですか。

(事務局)

そうです。自治基本条例につきましては、公式な数が出ていないのですけれども、250くらいの団体がそのような条例はもっていると私どもは承知をしているのですけれども、規模の小さい町、村まではちょっと調べきれていないものですから、一応中核市以上ということでお示しをさせていただきます。

(長谷川委員)

文京区と杉並区に関しては庁内検討ですか。それとも外部で検討をされているのでしょうか。

(事務局)

文京区につきましては、法律の改正により自動的に文言の修正、整理をしなければいけないので、外部の方にお諮りすることはないと思っております。

それから、杉並区におきましても、当初無かった条例とは言いましても、パブリックコメント的な制度はお持ちだったようですので、条例ではなくたぶん要綱とかで運用していたパブリックコメントを条例化したということでございまして、外部の方のご判断を仰ぐようなことでは、たぶんなかったろうと思います。

(原委員長)

他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。特にご質問はないようですが、今回の会議が第3章の規定されている問題、条例や制度等につきまして議論をすることになっているのですが、そちらのご説明を事務局のほうからしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、ここで説明がありますが何かこういうデータがほしいとか、こういう事情もちょっと知りたいというものがありましたら、次回に事務局から説明をしてもらおうと思いますので、事務局のこれからの説明が終わってからそれをお聞きしたいと思いますので、そのような形でご説明を受けていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。では、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、私から第3章の中身につきまして、少し詳しくご説明をしたいと

思います。資料3のA3の長い資料をご覧くださいと思います。また、併せて先ほどの構造的なイメージというのはやっぱりパンフレットの4ページのほうが一番分かりやすいかと思しますので、併せてご覧いただきながらお聞き取りをいただければと思います。

資料3でございますが、皆様に分かりやすいと思ひまして条文別にぶら下がっている制度等の仕組みを記載してございます。

まず、第13条のところ「市政運営」でございます。第13条につきましては、市民の参画できる機会確保に努めなさいとか、施策事業の実施にあたっては協働を図りなさいとか、公正性を確保し透明性を向上させなさいといったことが規定をされております。それを、皆様に分かりやすく伝える努力もしなさいということが書いてございます。そういったことで、第13条の具体的につながる制度としては今、市の基本となる計画で最も上位にある計画として「新潟市総合計画」というものがございます。計画期間におきましては、平成26年度までの8年間ということで、今この構想を実現するための実施計画というものを第3次実施計画というものを策定し、運用しているところでございます。平成24年度で第3次実施計画が終わりますので、平成25、26年度実施計画はこれからつくるという状況でございます。先ほど言いました参画のお話とか協働のお話につきましては、後ほど詳しい条例が出ているところでご説明をさせていただければと思います。

第14条の「財政運営」のところでございます。財政運営につきましては、「行政改革プラン」というものがございまして、行政改革、いわゆる行財政の効率化といったものを行うために計画を立てて実行しているわけですが、その新潟市行政改革プランというものに、例えば財政運営のいわゆる節減の取り組みの中身とか、職員数を減らす計画といったものが記載をされているものでございます。今年は9月1日、2日に予定しておりますのは外部の視点からも、いろいろなご意見を頂戴しようということで「事業仕分け」、これは2年前に行って今年2回目ということでございます。「財政状況の公表」ということで、法律にしたがいまして年2回財政状況を市報にいがた等にお知らせをしていること。「予算編成過程の公開・あるいは意見の募集」ということで、予算が決まってから公表するのではなく、予算の編成の過程で私どもから財務当局に予算を要求する段階で、市民の皆様にも過程を公表し、ご意見を頂戴しようというものでございます。

次に、第15条のところですが、「情報の公開」ということで市民の皆様の知る権利を具現化するものとして「情報公開条例」というものを設置してごさいます。新潟市の条例につきましては、何人も公開請求ができるということで、住所を新潟市に限っていないということが制定当時の特徴でありました。これにつきましては、情報の公開をより一層進めることで市民の皆さんと情報を共有しようということをごさいます。それから、市報にいがた、テレビ放送を通じまして市政情報を発信すること。3段目のところをごさいますが、「附属機関等に関する指針」ということで、会議を公開し公募委員を募集するということが、この指針によって定まっているということをごさいます。予算のところにつきましては、先ほど第14条でご説明したものの再掲をごさいます。

第16条をごさいます。「附属機関の設置」にあたっては委員の公募をなささいということ。それから女性委員の割合も、今目標としては4割ということ掲げて、現状はちょっとまだ達成をしていないことが若干ありますけれども、そういった市民の皆様にご参加をいただく機会をできるだけ確保しようという趣旨で第16条が規定をされているということをごさいます。

第17条をごさいますが先ほど来、出てまいります「市民意見の提出条例」ということで、これはパブリックコメントと言われているものをごさいます。政策形成の過程において皆様のご意見を頂戴するというところをごさいます。

第19条をごさいますが、「協働」ということで「社会貢献活動の推進の基本方針」と「市民協働の手引き」というものを定めております。自主自発的な社会貢献活動が促進されるように市としての活動の方針を定めるとともに、この手引きにおきましては、具体的な範囲、具体的な手法や手順などを整理をしているということをごさいます。西堀の6番館の中に市民活動支援センターというものを設けておりまして、そこの市民活動支援センター運営協議会に委託をしているわけですが、こういった場所の提供についても関連施設の運用状況ということをごさいさせていただきます。

第20条のところでは「法令遵守の推進等に関する条例」ということで、いわゆるコンプライアンス体制の推進を図るということです。庁内体制の整備とそれから先ほど言いました特定要求行為の禁止、それから庁内の公益目的通報、これは内部通報のお話ですが、そういった整備を3つとも関係した条例を定めているところをごさいます。

それから、第21条が先ほどちょっと触れました「行政手続条例」をごさい

ます。これは、地方公共団体の機関がする処分、あるいは行政指導ならびに地方公共団体の機関に対する届出に関する手続き定めたものでございます。処分とか行政指導とか届出という、ちょっと堅苦しく感じますが、例えば皆様方が窓口届け出を出して受理するとかしないとか、あるいは皆様から請求をいただいたお金を交付の決定をして、この通知を申し上げるとか、あるいは交付を申請されたけれども、交付しないという決定をしたり、あるいは処分を発したりという手続きが定められている条例でございます。

それから、資料をおめくりいただきまして2枚目でございます。第21条は、「適正な行政手続の確保」ということでございます。先ほど答えてまいりました「情報公開条例」につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

情報公開とあいまって「個人情報保護条例」というものについても規定をしております。個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人の皆様の権利を保護するという意味で、公開の基準等について定めているということでございます。

第22条でございますが、ここは少し制度、仕組みがたくさんございまして順にご説明をさせていただきます。まず、第22条の条文の中には、「市民の皆様からの相談や意見、要望、苦情に対して迅速かつ誠実に対応しなさい」と書いてございます。そういった意味でありまして、市長へ直接お手紙をいただく「市長への手紙」というものを設けてございます。ついこの間までは、手紙への返事が、たぶん30日くらいかかっているのではないかと思います。昨年くらいから2週間程度で返事をお返しするようなことで、早くお返事をお返しするという改正も行いながら、市長の手紙に対する公開等をしている中身でございます。それから、「市政相談」ということで総合窓口的な機能のシステムにかかるご相談やご要望をいただいているものでございます。

それから、市長が直接皆様とお話をする「まちづくりトーク・市長と語る会」を春と秋、年2回行っています。また、「区長への手紙」として、市長への手紙だけではなく、区長にお手紙をいただいています。身近な課題、要望につきましては、市長よりも区長に直接お手紙を出していただいて、それを回答させていただくということも政令市以降、区の設置以降させていただいておりますし、まちづくりトークの区長版ということで、これは各コミュニティ協議会単位が多いと思いますけれども、区長さんが直接コミュニティ協議会に出向きながら

意見交換をさせていただくということをしていただいております。

その下の「個人情報」は再掲でございます。その下、「個人情報の保護審査会」という規則がございますので、これは情報公開個人情報の直接条例に規定しています審査会に関する規則が別立てでございますので、掲載をさせていただいているものでございます。その下、「行政苦情審査会規則」ということでございます。これは旧、昔の名前で新潟市行政評価委員会というものがございました。名称変更をしておりますが中身的にはそんなに変わってございません。市長その他の執行機関などが職務に関して苦情申し立てを調査審議する機関ということでございます。その下、「男女共同参画苦情処理委員会」ということでございます。市が実施する男女共同参画を推進する施策などに阻害すると認められた施策については、公立・中立な立場から市長に意見を述べるができるというものでございます。

続きまして、第23条のところでございます。「行政評価」のお話でございます。「外郭団体評価」につきましては、先ほど言いました財団法人等の市の出資する団体等につきまして、適正な運営を、あるいは市の関与を適正化するという意味で常時見直しをさせていただいているということでございますし、その下、「大規模建設事業再評価」と申しますのは、大きな建設事業等につきまして、その公立化、透明性の一層の向上を図るために評価をしていただくというものでございます。

「組織目標管理」につきましては、各部、各区、各課のほうで組織の目標を掲げ、その目標の達成状況を図っていこうというものでございます。その下が「公の施設の評価」でございます。公の施設といいますのは、市が運営する、あるいは設置をした会館ですとか、建物等につきまして、その評価をしていこうということでございまして、管理運営の方法も含めまして評価をいただいているということでございます。

それから、第23条、資料の3枚目の一番上でございますが、「事業仕分け」は再掲でございます。それから、第23条の続きでございまして、「補助金の評価」ということでございます。補助金につきましては、原則3年、長くても5年の終期を設定する中で、いたずらに補助制度が延々と続かないようにということの評価をしていこうというものでございます。「事務事業評価」ということで水道事業、水道局でございますが、中長期計画の経営計画の進行管理の評価を行っているものでございます。従来、市長部局も事務事業評価をやっていた時

期がございますが、事務事業評価だとわりと事業の単位で捉えていると、スクラップアンドビルドが進まないという事情もあって組織目標に移行しているという結果がございます。

最後は第24条が「外部監査」ということで、包括外部監査等の専門的な知識と経験を有する公認会計士、あるいは弁護士のかたから独立して監査を実施していただくというものと、それから「監査委員による監査」が一番最下段に書いてございます。

第3章につきましては、概ねこういった制度、仕組み等が運用されておりますので、まず基本的に何回開催したとか何人参加したなどという類の数値はすぐご用意ができると思っておりますけれども、中身をもう少しこんな観点で聞きたいとか、こんな資料がいるというご希望があれば、今、承るなりあとでまた後ほどいただく中で、次回の会議に間に合うように、あるいは間に合えばその前に何らかの形でお届けをするようにしたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、こういった観点数の数字がないのかとか、こういった資料が要するというお話をいただければありがたいと思っております。以上でございます。

(原委員長)

ありがとうございます。ご要望をご発言いただきたいと思います。

(岩橋委員)

岩橋でございます。次回までに資料を次の3点用意をしていただきたいと思います。1点は、パブリックコメントのここ1年、もしくは2年の状況。どの件についてはどのくらいの件数でけっこうです。内容はけっこうですから。それが1点。それから、ここに出ております組織目標。聞き慣れないことなのですが、これのひな形を1枚でけっこうですから、具体的にはどこかの課とか、どこかの部のものでけっこうですから、それを1枚お願いしたいと思います。もう一つは、公の施設の評価。これの評価のひな形、サンプルが1枚あればと思います。この3点だけ資料をお願いしたいと思います。

(原委員長)

パブコメは件数だそうですが、これは、項目ごとの件数ですか。

(岩橋委員)

例えば一つの施策についてパブリックコメントを求めますね。それについて何件あったのかというもので結構です。ということは、私が知りたいのは何人くらい関心をもって、そのパブリックコメントということについて市民参画を

されているのか、その実情を知りたいということをお願いしております。

(原委員長)

それでは、お手数でしょうけれども、今の岩橋委員のパブコメの件数に加えて、一番多くパブコメが集まったのは何件、一番少なかったのはこれで何件と。ゼロかもしれませんけど、それも併せて出していただくと分かりやすくなると思います。どうでしょうか。

(事務局)

人数と件数、両方ということですね。承知しました。パブリックコメントの数が一人の方で10件、20件出されているケースもございますので、人数なのか件数なのか、データをとっているほうと確認をして、お出しできる方法で。

(岩橋委員)

ホームページを見ますと、人数と件数と両方出ています。

(事務局)

ただ、遡っておっしゃったものですから、どこまで遡ればいいのか分からないので。

(岩橋委員)

1年くらいでいいのではないですか。大変でしょうから、1年もしくは2年でけっこうです。傾向を確認したいと思います。この議論の資料として。

(事務局)

承知しました。

(原委員長)

この条例制定前と、後の比較は入れたほうがいいですか。

(岩橋委員)

あればいいですよ。

(原委員長)

そんな、5年の前のものありますか。

(事務局)

所管に聞いてみます。

(馬場委員)

今の件なのですけれども、この5年間でどういうふうに変ったかということ。パブコメに限らず、ここに上がっている指標については、推移が見られる

ということが重要だろうと思うのです。つくる前と本当は比較できるというのですけれども、それが必ずしもできないとすれば、浸透していったことによって、こういうふうに変わりましたということが示されれば、でも浸透していないことがあったら、それはどういう意味なのだろうかとか、そういうデータが出せると、こちらとしてはそこについてどういう問題があるのかという議論がしやすいと思うのです。ですので、そこにあがっている指標に基づいて推移が出せるものについては、この制定後の推移を出していただけるとありがたいと思います。

(原委員長)

大変よいご意見をいただきました。他にどうでしょうか。

(坂上委員)

第21条の「個人情報登録対象事務」ということなのですが、第21条の新潟市個人情報保護条例。個人情報対象という、どういうものに対象としているのか。私ども実際、高齢者とか障害者とかそういうものに、どの程度が個人情報なのか、そういうものが少し分からないかなど。これは別に、直接ただこういうものですよとおっしゃってくださるだけでもかまわないのですが。

(事務局)

これは例えば戸籍事務のように直接個人情報に関する事務もありますし、私どもが今、この委員会を運営するにあたって、皆様から個人情報をいただいておりますが、そういう事務も一つの事務ということになります。皆様からいただいたご住所、氏名、ご連絡先等をどこかできちんと外へ変な形で出さないように管理をしているという事務がありますので、そういった諸々の事務を含めてということになりますので、けっこう幅が広いです。

(坂上委員)

分かりました。

(事務局)

平成22年度で4,858件あると報告をいただいております、いろいろなところで個人情報を扱う事務を数えています。

(原委員長)

なかなか個人情報は難しいのです。どういう病気になったかというので、特に人に知られたくない病気というのがありますが、これは完全に個人情報になるのだけれども、例えば個人の名前はどうかというと、普通はそんなのは

という感じがあるのです。ただし、この意見に対して賛成した人の名前はこうで、反対した人の名前はこうだというのは、そんなに簡単には。それも個人情報になってしまいます。何をもち個人情報とするかというのは、ケースによって違うと思いますので、それはなかなか難しい。

(坂上委員)

それぞれのところに訪問しているときも、常にそれがひっかかるのではないかと、あとで何か言われたら嫌だなとか。

(原委員長)

きちんとしていないと、お仕事に非常に差しつかえるというので、制定すべきだということかどうかですね。きっと。

(坂上委員)

いつもそれが頭の中に必ずひっかかるのです。

(原委員長)

むしろそれだったら、それについての苦情処理件数みたいなものを出してもらったらいかがですか。個人情報に関する苦情件数みたいなものがあれば。

(坂上委員)

直接市への苦情を言ってくる件数。どういうもので苦情を言ってこられたかと。

(原委員長)

そうです。ご心配されている件なんかは、そういうアプローチが一つありそのような感じがするのですが、それができるかどうかはちょっと分かりません。事務局で答えてもらわないとだめですよ。これも一つの方法だと思いますね。

(事務局)

お調べして、後ほど皆様に回答したいと思います。

(坂上委員)

どういうことで苦情がきたのかとか。

(原委員長)

そうですね。苦情処理はすべてに影響しますから、私どももそれを見て判定することができる部分もあるだろうと思いますのでね。一つよろしく願いをいたします。はい、どうぞ。

(岩橋委員)

今のご意見ですが、新潟市の個人情報の条例がございますので、それも一部

皆さんに配付してはいかがですか。基本的な問題ですから。

(原委員長)

そうですね。

(長谷川委員)

パブコメの件数とかも中身も大事だと思うのですけれども、市民が参画とか協働といったときに、何かものを言うというのも参画なのかもしれないのですけれども、施策にいかん反映されていくのかという、どのくらい反映できるようなことがあったのかというところが、とても大事かなと思っているので、どこまで追いかけるかというのはあるかもしれないのですけれども、市民が意見を出しっぱなしにしないで、自ら行動して何か動いていったことがあるとか、それからどういうふうに反映をされるようなことがあったかというような、どんな実績が残ったかというものが、もし分かればお知らせいただけるといいなと思います。

(原委員長)

それは、事例があれば一番いいですね。こういう事例があったと。そしてその事例が出た背景にあったのは、それを所轄している課や係がこういうふうに変わったと。変わったのでこういう事例が出てきましたというのがあると、本当は一番いいのですけれども、その辺難しいかもしれませんが、一応ちょっとあたってみていただけますか。参画と協働もそうかな。特に参画のほうは難しいのだろうと思っていますけど、併せて協働なんかもお願いできれば。特に行政サービスに何でもかんでもお願いしたいという向きもあると思うのですけれども、そうするとものすごくコストが高くなって、つまりは税金が高くなるはずなので、それを協働でやることによって抑えたとかというケースがあるだろうと思いますので。自助にまではいかななくても共助であるところが出てくるのでしょうから。お願いしたいですね。

私のほうから、3枚目の最後から3つ目の「事務事業評価」のところ、所管課が一次評価を実施、その結果を踏まえ経営会議で二次評価を実施ということなのですが、これは計画の進行管理と評価を、となっているのですけれども、一次評価を実施して、その結果を踏まえての二次評価というのは、一次評価に引っ張られると思うのですが、この辺は何か独立して二次評価をやるということに、成果を出す、担保されるものというのは何かあるのでしょうか。一次がいいというなら二次もいいということに、わりとなりかねないと思うのですが。

私の誤解かもしれませんが、少し説明をお願いします。

(事務局)

事務事業評価につきましては、水道局、水道事業管理者が中心になっていただいているわけですけれども、いわゆる市長部局等の事務の評価について、これは該当していませんので、水道局の事業だけということなのですけれども、中長期の経営計画というものを立てて、その施策や事業の進行管理を評価をしているということでございます。

今、委員長がおっしゃったように事業所管課が一次評価を実施して、経営会議で水道局内の幹部で構成されているのだと思うのですけれども、自分のところで二次評価をやって次の計画に反映していくということになっているようです。お尋ねの担保している部分というのは、正確に今持っている資料から分からないのですが、事業の改善項目が6、事業の継続項目が62となっていますので、要改善というのが一次評価で6つが出てきているということ。

二次評価にいきますと、同じ数字で平成22年度につきましては、継続が63、改善が4ということで改善項目が2項目減っていますので、ちょっと細かい、何でこうなっているか、ちょっと水道局のほうに聞かないと分かりませんので、もしよろしければ聞かせていただいて後ほど、ご回答いたします。

(原委員長)

そうですね。普通だと上へいけば改善が逆に増えても不思議はないのだけれども、ちょっと甘い。ここだけで即断はできませんが、いささか甘い評価をされている可能性もなきにしもあらずだと思います。

(事務局)

もしかすると、一次評価が終わった段階で事業改善を取り組んだ後に、二次評価にあたっているのかもしれませんが。少し調べてみたいと思います。

(原委員長)

水道局内部だけの評価でいいのか。

(岩橋委員)

今、委員長がおっしゃっていることと同じ意味なのですが、先ほど資料をいただきたいというのは、組織目標管理、これもまったくそれと類似しています。したがって、評価のひな形を一部いただきたい。

(原委員長)

そうですね。何らかの形で外部とまではいわないのだけど、サービス内部の

中の組織の中の第三者的な感じのところの評価しているかどうか、民間としては興味があるところだと思いますね。たすきがけの評価みたいなものをよくやりますので、民間は。

(新藤委員)

新藤です。この概要版の4ページの参画および協働、赤い枠の一番右側の下、地域住民において地域コミュニティの役割と市の支援ということで、新潟市になってから、コミュニティ協議会というのがそれぞれできたと思うのですが、ここで真ん中辺りに書いている「地域課題の解決」ということで、町内会、自治会が今まであがってきていた課題からコミュニティ協議会に変わってきたものがあるならば、大まかなものでけっこうですので教えていただければありがたいと思います。

(原委員長)

その辺はどうですか。

(事務局)

把握をしていませんので、後ほどということにさせていただきたいと思います。

ここ、第4章になるもので、第3章の後ほどということで、ただ、資料は整い次第お配りさせていただきます。

(馬場委員)

第13条なのですけれども、総合計画なのですが、根拠法がなくなっているのですけれども、新潟市はこれをどのようにされていますか。

(事務局)

おっしゃるとおり、地方自治法の改正で、今まで「基本構想」なるものは議会の議決を経てつくりなさいという条文になっていました。平成23年の8月に改正をされまして、今はつくってもつくらなくてもいい状態に法律上ではそうになっています。今、第13条には何らか総合計画っぽい表現で、その基本となる計画について定めなさいとなっております。私どもとしては、今の計画が平成26年度に終了するというのを受けて、今までの総合計画ですと策定まで2年くらいかかるのですね、市民の皆様のいろいろ勉強会から始め、審議会を経て議会で議決を得るために。そうすると準備をしていかないと間に合わないということもありますので、データの収集等についてはできるように準備をしておきますけれども、つくる、つくらないの最終判断をまだ市長からもらっていませんし、議会ともまだその辺を話し合っていないものですから、これから

ということになります。

ただ、自治法上つくらなくてもいいということになったことについては、承知をしておりますが、市の将来的な基本となる指針という意味では何らかのものがあつたほうがいいかなというご意見もありますし、その辺も踏まえてこれから議会とも相談していくという状態でございます。

(馬場委員)

考え方は2つあって、こういうまちづくり基本条例とか自治基本条例の中に放り込むという考え方ですね、制定の根拠を。もう一つは評価に放り込むというやり方があるかと思うのですね。それはもう市長さんが決裁されないと進まない話だろうと思うのですけれども、その辺りを我々で議論することになるのか、そういう意味で、先ほどの岩橋さんがおっしゃったように、ここに放り込むのか込まないのかということは、もしかしたら少し議論をしても根幹に関わる話かもしれないので議論してもいいのかなと思うのですけれども、その辺りはどうですか。

(原委員長)

そうですね。それこそ参画と協働も含めて非常に大事なところですので、まだ(市としての方針などは)はっきりしていないのですか。

(事務局)

ただ、いずれにしろ第13条の規定はありますので、そのところをどう取り扱うという議論はこの検討会で合意していただいてかまわないと思います。ただ、いただいた意見が最終的にどうなるかについては議会というところもありますので。

(原委員長)

そうですね。

(事務局)

ここで私のほうでお約束はできませんけれども、ご議論いただくのはよろしいかと思います。

(原委員長)

ここで是非議論したいなと思いますね。何かその辺で議論するというのを前提で少しあれば。

(事務局)

少し考えてみます。

(原委員長)

私がかねてから、事務局が5年計画でつくるのですが、市長の選挙に合わせて4年計画にして選挙とくっつけて評価できるようにできないかと思っています。私の個人の考えですが。ひとつ、皆さんの意見をここで集約できればと思っています。

あと他に何かないでしょうか。まだ発言をされていない方優先に、少しいかがでしょうか。若林さん、何かございませんか。

(若林委員)

特にございませんが、第13条については私どものコミュニティ協議会でも実は平成26年度以降、どうなるのかというのが非常に問題になっていまして、その辺はぜひ議論させていただきたいと思います。

(原委員長)

分かりました。では、お隣の若井さん。せっかくだから、感じたこと話してください。

(若井委員)

素人なので質問をさせてもらいたいのですけど、先ほど参画と協働という言葉が出てきていて、どちらもいまいち定義がはっきりしない言葉だと私は思っているのですが、新潟市における参画と協働というのはどういう扱いというか、どういう定義で使われているのかを知りたいと思いました。

(原委員長)

それは言葉の説明ですか。

(事務局)

条例のパンフレットの5ページをご覧くださいませ。いろいろな使い方があるのだらうと思いますけれども、この条例の中では少なくとも第2条や4号と第5号と定義をしてありまして、参画については政策、施策等の企画の段階から主体的に関わり、行動すること。それから協働につきましては、市民と市が対等の関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力するという定義をしております。

(原委員長)

一步詰めて具体的に、例えばこんな形で市民の方が参画をするというのはこんな形でやられるケースが多いですよというのと、協働の事例も少し説明していただきたいと思います。

(事務局)

一番多いのは、いわゆるこういった審議会の中に公募委員に入っただくということがケース的には多いのだろうと思われます。あと、市長の手紙等についてもそうとう件数がきていまして、市政に関するご意見何かもいただいております。パブリックコメントでご意見も頂戴をしているという状況で、そういったことから市政への参画というところが始まっていつているのだろうと思います。協働につきましては、ここに実際に活動されている方々がおられますけれども、例えばまちなかの活性化、あるいは事業者として何ができるのかということも協働だと思っておりますし、それこそコミュニティ協議会、あるいは区自治協議会というものも協働の要、あるいはパートナーとしていろいろと一緒にさせていただいているということでございましょうし、若井さんの大学もそれこそ協働の相手方ということで一緒に産、学、官で連携をし、共同開発、研究をしたり、あるいはその大学としての英知を新潟市のほうに役立てていただくということも協働という捉え方をしていると思います。

(原委員長)

よろしいですか。

(若井委員)

ありがとうございました。

(栗山委員)

たくさんいろいろ考えていかなければいけないなと思ったのですが、私なんかは情報の公開のところに興味があって、「市報にいがた」というのが今まであって、あとテレビとかラジオとかいろいろなところにいろいろな情報が流れている中で、本当に市民の人たちが情報をキャッチしているのかどうかということも聞きたいなと思っています。

(原委員長)

それは、どんなデータを出してもらえばいいでしょうか。

(栗山委員)

視聴率とか、例えば「市報にいがた」では、新聞をとらない人たちが「市報にいがた」は手に入らないのかと。

(事務局)

市報にいがたについては、区役所等の窓口等にも置いてあったり、ご希望であれば郵便でお送りをするような制度を運用していますので。ただご希望なさ

らないと、そういう方々についてはいかないということになりますけれども、一応新聞をおとりでないかたについても配布をするということではしております。

(事務局)

今、若い方はネットでニュースを見るからいいよということで新聞をとられない方々がいらっしゃる。当然、私どものホームページには「市報にいがた」を出していますので、そういったところはそういう見方もあるかなと思っております。

(原委員長)

そうすると、ホームページの「市報にいがた」版のホームページの閲覧回数みたいなものはとれますか。

(事務局)

調べてみます。ホームページでは閲覧件数は出ているのですが、「市報にいがた」のページの検索回数が出ているかどうかは調べてみます。

(原委員長)

それで件数はある程度見えるかもしれませんね。

(岩橋委員)

今の件ですが、市民アンケートを何年かとっていますね。市民アンケートの中に、やはり「市報にいがた」に対する期待度とか読んでいますとか、読んでいませんとか、そういうものもありますから、そういうところをチョイスすると今の課題には答えられると思います。

(原委員長)

なるほど。ありがとうございます。

(岩橋委員)

それは全部、公に出ていますので。

(郷委員)

質問というか、少し聞き慣れない言葉がたくさん入ってきているので、頭の中は飽和状態なのではございますけれども、協働の推進ということで市民に向けてもいろいろコミュニティ協議会等で、これからの市政というのはこうやっていくという啓発活動はすごくしていると思うのですが、逆に一緒にやっていく受け手側の行政のほうではどのような、やはり職員研修とかそのようなところで協働のあり方というふうな、本当にパートナーシップをやっていくために職員の中でいろいろな会合とか研修とかという話もあるような気がするのですが、その

あたりは具体的にどんなことをやっているのかというのを教えていただきたい
と思います。

(原委員長)

先ほどの私の発言等も絡みますけど、そうすると各部局で参画とか協働で、
基本条例が決まりましたので、じゃあうちの部局はこういうことをやっていま
すよというものが少し出てくるといいですね。

(事務局)

今、委員長がおっしゃったように各部局でいろいろな協働としっかりした見
本ではないですけど、例えば長谷川委員のところのワークショップを開催する、
まちづくりに関して勉強会を一緒にやるとか、そういったことも協働の一つに
なっていると思うし、あと先ほど言いました産、学、官で一緒に研究テーマを
見つけて一緒に研究をするというのも協働になっているのだと思います。

少し私どもでお調べして、どんな事例があるのかお示しをしたいと思います。

(原委員長)

それでよろしいですか。ありがとうございます。では、ひとつよろしくお願
いいたします。

それでは、だいたいご意見が出尽くしたかなと思いますが、いかがでしょう
か。よろしゅうございましょうか。

では、今ご要望がありましたところを事務局のほうで整理していただいて。

(事務局)

今、お話いただいたものしか出せないわけではなくて、だいたいこの指標等
に書いてあるものについては私ども、事務的に把握をしていますので、そうと
う資料が膨大になりますけれども、いずれにしろそれが基礎的なデータとして
お示しをさせていただいた上で追加でということで、今承ったものをまたお配
りをしたいと思っております。

それから、私どもだけでは細かいところまでなかなかお答えできないケース
も想定されますので、必要に応じて、所管の関係する課長さん等に、この場
においていただいておりますので、もしよろし
ければ本当に具体的にこういうことが聞きたいというのがあったり、あるいは
追加のご資料があればメール等で結構ですのでお話をいただいて、必要であれ
ば何とか課長さんをここにきていただいておりますので、いろいろとご指示があれば承りたいと

思いますので、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

(原委員長)

では、今日の議事につきましては、ここでいったん切らせていただきます。
皆さん、どうもありがとうございました。